

令和3年度
熊本市包括外部監査の結果報告書
(概要版)

令和4年3月

熊本市包括外部監査人
公認会計士 庄田 浩一

令和4年3月25日

熊本市包括外部監査人 庄田 浩一

令和3年度熊本市包括外部監査の監査結果について

地方自治法第252条の37第5項及び包括外部監査契約第7条の規定に基づき、
次のとおり監査報告書（概要版）を提出いたします。

目次

第1章 監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 監査する事件（監査テーマ）	1
(2) 監査する事件（監査テーマ）を選定した理由	1
(3) 監査の対象とした部局等	1
(4) 監査対象年度	1
3. 監査の方法	2
(1) 監査の視点	2
(2) 主な監査手続き	2
4. 監査の結果の記載方法	2
5. 外部監査の実施期間	2
6. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格	3
7. 利害関係	3
第2章 監査対象の概要	4
1. 熊本市教育振興基本計画（令和2年度から同5年度）	4
2. 教育委員会制度	5
(1) 教育委員会制度の意義	5
(2) 組織図	6
(3) 職員数	7
3. 一般会計当初予算に占める教育費の割合（教育委員会分）	7
第3章 監査の結果及び意見	8
1. 総括的意見	8
2. 監査結果概要	10
3. 監査結果概要一覧表	12

第1章 監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査する事件（監査テーマ）

学校教育に関する事務の執行について

(2) 監査する事件（監査テーマ）を選定した理由

熊本市（以下「市」という。）は、平成27年6月に熊本市総合教育会議を設置し、平成28年3月に教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な目標や施策の根本となる指針として「熊本市教育大綱」を定めている。策定直後の4月に「平成28年度熊本地震」に見舞われ、これまで震災からの復旧・復興を最優先とする一方、その先の将来を見据え未来の礎づくりである教育施策に対しても積極的に取り組んでいるところである。

学校教育は将来の社会を担う子どもたちを育成するものであり、市民生活と密接に関係しており、その関心も高い。教育委員会が所管する教育費の令和2年度予算額は約608億円であり、一般会計当初予算額の約16.7%を占めている。

また、市は、市内に92校の市立小学校、42校の市立中学校、2校の市立高等学校、2校の特別支援学校を抱え、学校事務の効率化と負担軽減が大きな課題となっている。

「熊本市教育大綱」の第1期4年間（平成28年度から令和元年度）の計画期間満了に伴い、令和2年7月に第2期となる「熊本市教育大綱」が策定されている。本大綱が切り替わるタイミングで、市が行う学校教育の事務の執行について特定の事件（テーマ）として選定し、経済性、効率性及び有効性について包括外部監査を実施することは有益と考えられるため、令和3年度の監査テーマとして選定した。

(3) 監査の対象とした部局等

学校教育に関する事務を所管する部署

(4) 監査対象年度

令和2年度（必要に応じて過年度も対象とする）

3. 監査の方法

(1) 監査の視点

①市の学校教育に関する事務の法規性に問題はないか。

市の学校教育に関する事務は、地方自治法、地方自治法施行令、市が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか。

②市の学校教育に関する事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか。

市の学校教育に関する事務は、経済性、効率性及び有効性に十分配慮し、コストを抑えつつ上質なサービスを提供する取り組みが行われているか。

(2) 主な監査手続き

①監査の実施対象について、関係法令、条例、規則及び要綱等の確認を実施した。

②制度の概況及び運営に関する行政計画及び予算の執行状況等の確認を実施した。

③上記に基づき所管部署からの聴取、担当者への質問及び関係書類の閲覧並びに質問などを実施した。

④資金の貸付及び債権の回収業務の合理性を検討するため、関係資料の閲覧、質問などを実施した。

⑤施設の使用状況、管理状況等を把握するために、小学校、中学校等の現場視察を実施した。

4. 監査の結果の記載方法

監査の結果の記載方法は、以下のとおりである。

(指 摘) 法令、条例、規則等の形式的又は実質的な違反がある場合、もしくは実質的な違反とまでは言えないものの、社会通念上適切でないものであり、是正すべき事項又はそれに準じるもの。

(意 見) 指摘には該当しないが、何らかの改善措置を検討することが市の学校教育に関する事務の執行に資すると考えられる事項。

(参考意見) 法規性、正確性等に問題はないが、市の学校教育に関する事務を効率的、経済的に実施するために参考になると考えられる事項。

5. 外部監査の実施期間

令和3年7月から令和4年3月まで

6. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

<u>職務区分</u>	<u>氏名</u>	<u>資格</u>
包括外部監査人	庄田浩一	公認会計士
補助者	中村裕彦	公認会計士
同	外山啓太	公認会計士
同	奥村栄隆	公認会計士
同	井上宗寛	公認会計士

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

注：本報告書記載の数値には、端数処理の関係上、合計金額が一致しない場合がある。

第2章 監査対象の概要

1. 熊本市教育振興基本計画（令和2年度～同5年度）

基本理念

豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む

施策の基本方針

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| (1) 主体的に考え行動する力を育む教育の推進 | (5) 多彩な学習機会の提供と創造 |
| ① 自ら学びに向かう力を育む教育の推進 | ① 学びの機会の提供と創造 |
| ② 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 | ② 生涯学習関連施設の機能充実 |
| ③ 持続可能な社会の実現に貢献する力を育む教育の推進 | ③ 青少年の健全育成 |
| (2) 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進 | (6) 豊かな市民生活を楽しむための文化の振興 |
| ① 個別最適化された学びの推進 | ① 文化活動の推進 |
| ② 多様な教育的ニーズに対応した支援の充実 | ② 歴史的文化遺産の調査研究、保存整備と活用 |
| ③ 特別支援教育の推進 | |
| ④ 体罰・暴言等の根絶 | |
| (3) 最適な教育環境の整備 | (7) 生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興 |
| ① 地域社会と連携した教育環境の整備 | ① スポーツ機会の充実 |
| ② 働き方改革の推進 | ② 競技力の向上 |
| ③ 安全・安心な学校づくりの推進 | ③ スポーツ施設の設備・機能充実 |
| (4) 学校教育と福祉の連携の推進 | |
| ① 障がいへの理解の促進 | |
| ② ライフステージに応じた継続的な支援の充実 | |
| ③ 児童虐待への対応強化 | |
| ④ 家庭環境に左右されない学習機会の充実 | |

重点的取組

- (1) いのちを大切にする心の教育の充実といじめや不登校への細やかな対応
- (2) 確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進
- (3) 教員が子どもと向き合うための体制の整備
- (4) 学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進

教育委員会制度

(1) 教育委員会制度の意義

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育の政治的中立性の確保、教育の安定性の確保等を目的として、地域の公共事務のうち教育・学術・文化に関する事務を行うために組織された合議制の執行機関であり、教育についての方針や施策を合議で決定する機関である。教育委員会制度は 1948 年（昭和 23 年）に創設されており、以降、数次の改革を経て現在に至っている。文部科学省によると、教育委員会制度の意義及び特性は以下のとおりである。

(教育委員会制度の意義)

①政治的中立性の確保

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要。

このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

②継続性、安定性の確保

教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要。

③地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要。

【教育委員会の特性】

①首長からの独立性

行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保。

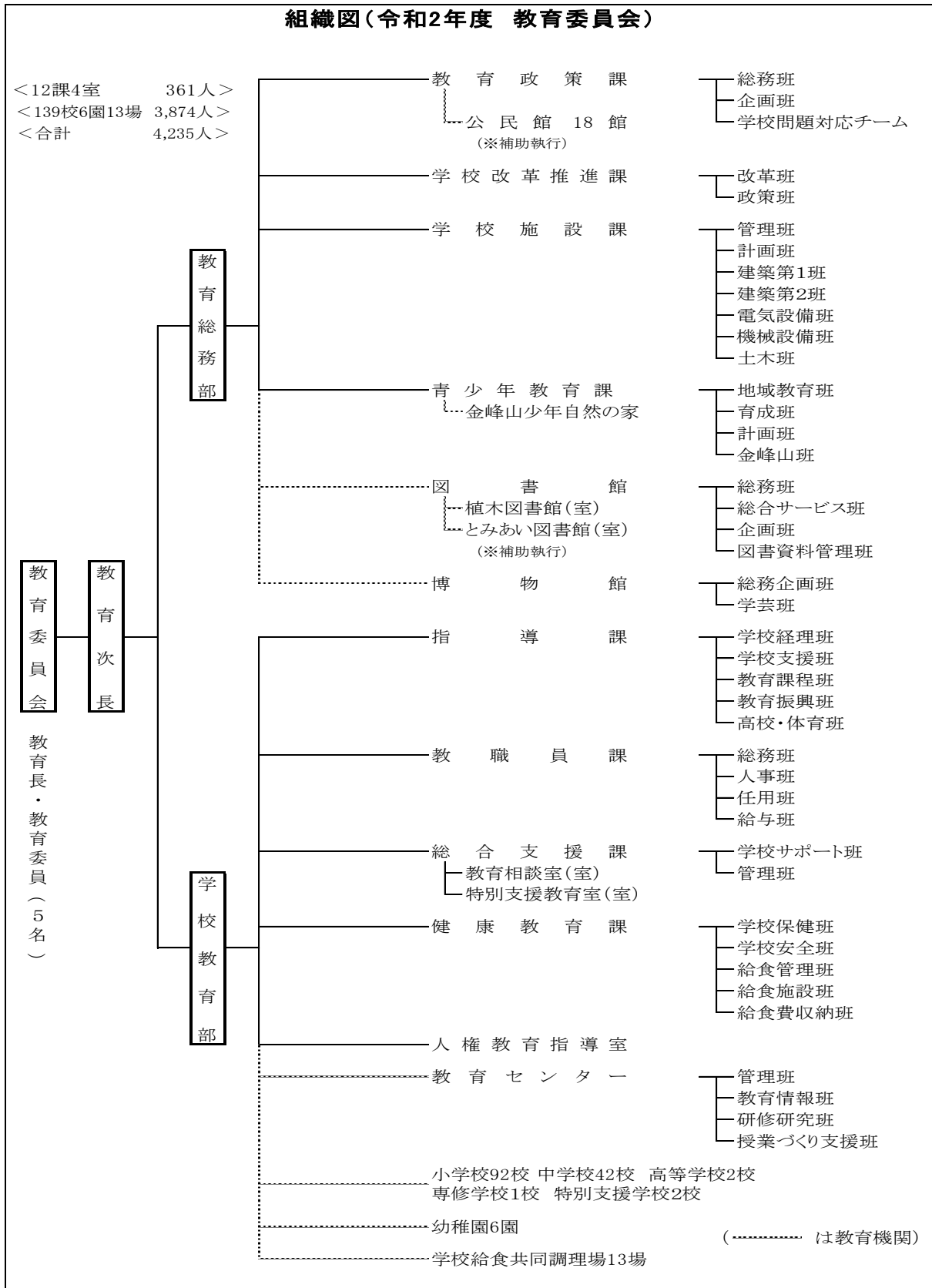
②合議制

多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

③住民による意思決定（レイマンコントロール）

住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現。

(2) 組織図



(3) 職員数

(令和2年5月1日現在)

部局名	課名	職員数
教育総務部	教育政策課	22
	学校改革推進課	11
	学校施設課	37
	青少年教育課	23
	図書館	15
	(植木図書館)	3
	熊本博物館	15
学校教育部	指導課	33
	教職員課	26
	総合支援課	13
	(教育相談室)	5
	(特別支援教育室)	9
	健康教育課	21
	人権教育指導室	6
	教育センター	28

4. 一般会計当初予算に占める教育費の割合 (教育委員会分)

(単位：百万円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
一般会計当初予算総額	302,810	394,790	365,300	370,200	365,100
内 教育費 (教育委員会分)	19,963	50,331	53,492	55,555	60,829
教育総務費	4,268	4,449	5,637	6,621	6,577
小学校費	5,885	27,164	27,834	28,419	30,265
中学校費	5,034	14,764	15,758	15,940	16,231
高等学校費	1,382	1,258	1,261	1,264	1,231
幼稚園費	455	472	404	486	408
専修学校費	148	155	182	153	177
社会教育費	2,446	1,723	2,030	1,969	2,250
保健体育費	345	346	386	703	3,690
一般会計当初予算に占める教育費	6.6%	12.7%	14.6%	15.0%	16.7%

※平成29年度教育費が大幅に増加している理由は県費負担教職員の給与負担の移譲のためである。

第3章 監査の結果及び意見

I. 総論

1. 総括的意見

「監査する事件（監査テーマ）を選定した理由」に記載のとおり、学校教育は将来の社会を担う子どもたちを育成するものであり、市民生活と密接に関係しており、その関心も高い。教育委員会が所管する教育費の令和2年度予算額は約608億円であり、一般会計当初予算額の約16.7%を占めている。

市では学校教育に関する様々な事業を行っており、将来を見据え、他都市に先駆け児童生徒1人に1台のiPadを貸与し、ICT（情報通信技術）環境を整えたり、外国語指導助手（ALT）を雇用し、児童生徒の国際感覚の涵養や語学教育に取り組んでいるのは大いに評価できる場所である。

一方、これらの事業の展開には多額の費用も必要となり、例えば、ICT関連の「教育の情報化推進経費」は事業が開始された平成30年度の1億69百万円から令和2年度は12億72百万円と大幅に増加している。同様に外国語指導助手（ALT）関連の「外国語教育推進経費」は平成28年度の1億52百万円から令和2年度はコロナ禍ではあるが2億69百万円と増加している。

これらの事業については大いに効果が期待できる場所であるが、現状では効果を図る指数が設定されていない。多額の予算を投入して事業を展開する以上は、事前に効果指数を設定し、どのような効果が得られたのか、そして今後の事業展開をどのようにしていくのかの検討が不可欠である。

事務処理については概ね良好であるが、「奨学金貸付事業」で審査基準と合致しない事例があり、外部監査人が再判定した結果、非該当から該当へ区分が変更になる場合があった。また、滞納者への催告書発送がマニュアルでは3か月に1度のところが年に1回しか行われていなかった。「学校給食費等管理経費」で条例上は学校給食費を納付期限までに納付しないときは遅延損害金を請求するとされているところ、遅延損害金の請求がなされていない等の問題があったので、引き続き適正な事務処理に努められたい。

保有する学校施設については施設整備の現状と課題を整理し、財政負担を軽減・平準化するとともに、長期的な視点をもって、施設の更新・計画的な改修・予防保全を行うことで、学校施設を健全に保ち、良好な環境を形成することを目的として、平成31年1月に「熊本市学校施設長寿命化計画」が策定されている。

しかし、「熊本市学校施設長寿命化計画」において令和3年度に実施する予定であった工事予定金額50億59百万円のうち、予算が確保でき、実際に実施できた工事金額は23億22百万円にとどまっており、実施割合は約46%となっている。

市全体の財政状況は踏まえつつも、学校施設の特異性、すなわち他の公共施設と比較して日常的に多数の市民（児童及び生徒）が利用する施設である点や、義務教育の継続的な実施の必

要性の観点などに鑑みて、可能な限り予算確保に努める必要があると考える。

また、将来的にも予算確保の困難性が予測されることから、整備内容のさらなる精査等を実施して、工事の仕様内容にも踏み込み、さらなるコストの削減が可能かどうか継続的に検討することで、(予算の確保を含めた)実施計画の実行可能性の確保に努めることが必要である。

学校における備品管理については、棚卸が行われていなかったり、行われていても不定期であり、手続書も整備されていなかった。また、棚卸を実施した場合でも実施記録が残されていなかった。

外部監査人が学校を往査し管理状況を確認したところ、備品台帳には記載があるものの実際には備品が存在しないものや、逆に備品は存在するのに備品台帳に記載がないものが多数存在した。学校における備品管理には特有の難しさもあると思われるが、個別校の対応ではなく、教育委員会として取り組んでいく必要がある。

現在、国においては、教職員の長時間勤務の実態は「看過できない状況」であり、「学校教育の根幹が揺らぎつつある現実」として非常に重要な課題であると認識されており、「学校における働き方改革」を推進している。

教育委員会においては、国の「学校における働き方改革」を踏まえ、学校教育に携わる教職員の負担を軽減し、教員が子どもと向き合うことができる時間を確保するため「第1期 学校改革！教員の時間創造プログラム」(平成30年度から令和2年度)及び「第2期 学校改革！教職員の時間創造プログラム」(令和3年度から同5年度)を策定、実施しているところである。

これらのプログラムの実施により、「正規の勤務時間外の在校時間」は減少傾向にあるが、「正規の勤務時間外の在校時間」を減少できない教職員もいまだ一定数存在するため、学校長、教育委員会が協力し、減少に向けて引き続き取り組んでいく必要がある。

2. 監査結果概要

(1) 効果指数の設定

効果指数の設定が必要と考えられる事業について効果指数が設定されていない。

1	5	14	22	24	26	34	38	49	51
54	62	63	66	67	129				

(2) 事業効果の検証

事業を実施して得られた効果について十分な検証が行われていない。

23	29
----	----

(3) 適正な事務処理

事務処理に誤りが見られたので事務処理のより一層の適正化に努める必要がある。

2	6	9	12	15	16	19	39	40	52
70	76	78							

(4) 収納事務

要綱やマニュアルに従っていない事例等があったので改善が必要である。

10	11	13	55	56	57
----	----	----	----	----	----

(5) コスト削減

コスト削減の余地があると考えられる事業があるので検討が必要である。

27	30	58	59	60	64	131
----	----	----	----	----	----	-----

(6) 入札

入札について改善の余地があると考えられる事業があるので検討が必要である。

28

(7) 学校調理場に関する長期計画

長期的な観点から今後の学校給食業務の在り方について再度検討することが必要である。

69

(8) 学校施設長寿命化計画

市全体の財政状況は踏まえつつも、学校施設の特異性、すなわち他の公共施設と比較して日常的に多数の市民（児童及び生徒）が利用する施設である点や、義務教育の継続的な実施の必要性の観点などに鑑みて、市は可能な限り予算確保に努める必要がある。

77

(9) 学校用地の賃貸借

学校用地を民間（個人）から賃貸借している事例がある。土地の購入または賃貸借契約の期間を長期とするなど検討することが必要である。

73

(10) 学校における備品管理

備品の棚卸が実施されていない、あるいは、実施されていても不定期である等の場合があり、棚卸の手続き書も作成されていない。また、実施していても、実施記録が残されていない。

80	81	82	83	84	91	92	93	94	95
96	97	108	109	110	117	118	119	120	

(11) 学校徴収金

学校徴収金（学年費、教材費、校外活動費、修学旅行費、卒業アルバム代 等）について必要な見積書が入手されていないなど、多数の不備があった。保護者への説明責任を果たす観点からも事務手続きの適正化に努められたい。

88	115	124
----	-----	-----

(12) 働き方改革

教職員の「正規の勤務時間外の在校時間」は減少傾向にあり、各種の取組が一定の成果を上げているところであるが、依然として一部の教職員では長時間に及んでいる。

「第1期 学校改革！教員の時間創造プログラム」（平成30年度から令和2年度）の実績を考えると、「第2期 学校改革！教職員の時間創造プログラム」（令和3年度から同5年度）の達成は現状では非常に困難であると言わざるを得ない。

目標達成に向けて学校長、教職員、教育委員会一体となって取り組まれられたい。

127	130	132	133	134	135	136	137	139	140
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

3. 監査結果概要一覧表 (指摘 25 意見 109 参考意見 7 合計 141)

(1) 指導課

項目	No	監査の結果	内容
外国語教育推進経費	1	意見	効果指数が設定されていない。
	2	指摘	外国語指導助手(民間)のタイムシートについて仕様書と異なる記載内容があった。
小中就学援助経費	3	意見	必要とされる学校長意見について簡潔な記載が多く、中にはこのために用意されたと思われるゴム印もあった。
	4	意見	所得基準について設けているモデル世帯の見直しや非認定者に対する柔軟な対応が必要。
奨学金貸付事業	5	意見	効果指数が設定されていない。
	6	指摘	審査基準と合致しない事例があり、監査人が再判定を行った結果、非該当から該当へ区分が変更となる場合があった。
	7	意見	審査基準に誤解を招くような記載がされていた。
	8	意見	審査基準に出産扶助、葬祭扶助等の一時的なものが含まれているので見直しが必要。
	9	指摘	奨学生から奨学金借用証書を入手していない事例があった。
	10	指摘	催告書の発送がマニュアルに従って行われていなかった。
	11	意見	上記マニュアルの記載に不備があった。
	12	指摘	要綱に定められているマニュアル名と実際のマニュアル名が違っていた。
国際教育関係経費	13	意見	滞納者への対応について強制執行も含めて検討することが必要。
	14	意見	効果指数が設定されていない。
小・一般管理経費	15	意見	日本語指導協力員の出勤簿記載の勤務時間の承認がなされていない。
	16	指摘	熊本市学校財務取扱要綱(物品の廃棄等)が改訂されていない。
	17	意見	配当回数を減らして事務の効率化を図ることが可能ではないのか。
中・一般管理経	18	参考意見	財務関連の事務確認を主目的とした学校訪問を開始し、チェックリストも作成したことは今後の事務処理の改善が期待され望ましい。
	19	指摘	小・一般管理経費と同様。

費	20	意見	小・一般管理経費と同様。
	21	参考 意見	小・一般管理経費と同様。

(2) 教育センター

項目	No	監査の 結果	内容
学習支援特別番組テレビ放映経費	22	意見	効果指数が設定されていない。
	23	意見	コロナ禍の臨時休校だけでなく、不登校児童生徒の増加等も念頭に置いた上で、事業を実施した結果得られたなデータを分析、活用することが必要。
地域教育情報ネットワーク経費	24	意見	効果指数が設定されていない。
	25	意見	教職員の個人用端末に生徒等の個人情報を移動させることができるため、セキュリティについて検討が必要。
教育の情報化推進経費	26	意見	効果指数が設定されていない。
	27	意見	生徒へ貸与している iPad は LTE 回線付き契約プランであるが、各学校に高速無線 LAN を整備した上で、Wi-Fi 環境がある家庭には iPad の Wi-Fi モデルを提供することで大幅な通信費の削減ができるのではないかな。
	28	意見	機器選定の際、提案価格の高低について評価される仕組みとなっていないため、技術提案と価格について総合的な評価を行う総合評価方式を検討することが必要。
	29	意見	児童生徒が iPad を有効に使えているかどうか、また教員が iPad を活用して効果的な授業ができているかの検証が十分に行われていない。
	30	意見	ICT 教育のインターネット環境整備において校内 LAN 整備は検討されていないが、コスト面等を考えて検討することが必要。
授業力向上支援員派遣経費	31	意見	支援員は元教育者が大部分であるが、情報化に長けた人材の採用も検討することが必要。
	32	意見	学校別の利用状況にばらつきがあるため。ある程度利用を義務付けることも必要。
	33	参考 意見	利用者の評価は高いため、今後も積極的な活用が必要。

(3) 総合支援課

項目	No	監査の結果	内容
スクールソーシャルワーカー配置事業	34	意見	効果指数が設定されていない。
	35	意見	ケース記録様式について、必要な情報や進捗状況が把握しやすいように書式の変更を検討することが必要。
	36	意見	情報収集の仕方や対応方針の決定は各 SSW の力量に委ねられている面があるため、定型のヒアリングシートや対応のチャートを活用することが必要。
スクールカウンセラー配置事業	37	意見	中学校区ごとに1人で活動しているため、経験が浅いSCの育成・相談やカウンセリング記録の様式の一部をチェックリスト化・標準化をするなどSC活動全体の仕組みを考え、統括するマネージャーSCを配置することが必要。
いじめ・不登校対策経費	38	意見	効果指数が設定されていない。
いじめ・不登校対策経費（心のサポート相談事業）	39	指摘	相談件数よりも相談人数が少なく計上されている項目がある。
	40	指摘	学校長向けの心のサポート相談員活用状況調査において、学校長ではなく心のサポート相談員が回答していると思われる事例がある。
	41	意見	相談記録様式の見直しを行い、観察項目のチェックリストやチャートなどを作成し、相談内容に応じた連携体制がとれるような仕組みを構築することが必要。
いじめ・不登校対策経費（ユア・フレンド事業）	42	意見	学校長からの申請が必要であり保護者や児童生徒から直接利用の依頼ができる体制になっておらず、また、制度を利用していない学校もある。利用方法の改善と周知の徹底が必要。
	43	意見	登録学生数が減少傾向にあり、報償費（交通費）制度も含め、登録学生数を増加させる取組が必要。
教育相談等経費（来所相談）	44	意見	セキュリティーや閲覧のできる権限を考慮したうえで、教育相談室においても福祉系データベース（HAW ネット）の活用を検討することが必要。
学校教育コンシェルジュ設置経費	45	意見	SSW（約15件/人・月）やSC（約18件/人・月）と比較すると1人あたりの対応件数は少なく、配置人数が適切かどうか検討することが必要
	46	意見	どの機関に繋いだか具体的に記載もしくは選択するように

			記録様式を変更することが必要。
	47	意見	メール相談時の入力フォームがないため改善が必要。
	48	意見	SSW につないで連携している実績はあるものの、SSW の抱えている案件が多いためスピード感をもって対応できていない事例もあると思われる。早急な対応が必要な事例においては、SC や他機関に直接つなぐことも必要。
学級支援員派遣 経費	49	意見	効果指数が設定されていない。
	50	意見	配置されていない学校も複数校あるため、各学校に少なくとも 1 名の学級支援員を配置できるように増員することが望まれる。

(4) 健康教育課

項目	No	監査の 結果	内容
学校給食費等管理 経費（学校給 食物資共同購入 経費）	51	意見	効果指数が設定されていない。
	52	指摘	給食用材料の支払いについてシステム外で調整を行っているが、調整の明細を作成していないため、検証することができない。
	53	意見	給食用材料の購入先である公益財団法人熊本市学校給食会の登録業者の資格要件が不明確である。
学校給食費等管理 経費（給食費 公会計化準備経 費）	54	意見	効果指数が設定されていない。
	55	意見	公会計化後未納額が増加している。未納額の早期収納に向けて、正職員対応等の検討が必要。
	56	意見	公会計化前の未納額の徴収・管理について市が関与することについて検討が必要。
	57	指摘	条例では給食費の未納額に対して遅延損害金を請求することになっているが、行われていない。
小・保健管理運 営経費	58	意見	オージオメータ（聴力検査器具）をすべての学校に整備しているが、年に数回しか使用しないため複数校での兼用が可能。
中・保健管理運 営経費	59	意見	小・保健管理運営経費と同様
小・給食管理経 費	60	意見	学校単位で購入しているが、複数校で共通して使用される備品については、まとめて購入して値引き等のスケールメリットを検討することが必要。
	61	意見	各学校で機動的に消耗品・備品の購入や施設の修繕等が出

			来るよう事業費の一部を学校配当として予算を割り当てているが、学校配当分が少なく機動的な購入の妨げになっているのではないか。
小・給食管理経費（政策）	62	意見	効果指数が設定されていない。
共同調理場管理経費	63	意見	効果指数が設定されていない。
	64	意見	備品・消耗品の購入は市に登録した業者の中から実施しているが、近年インターネット取引が発達しており、利用することを検討することが必要。
	65	意見	東共同調理場の備品の管理状況を検討したところ、管理資料を年度ごとに作成しておらず上書きして作成しているため年度ごとの備品の購入・除却等の状況を把握しづらくなっている。
小学校給食調理等業務委託経費	66	意見	効果指数が設定されていない。
共同調理場調理等業務委託経費	67	意見	効果指数が設定されていない。
	68	意見	一部の給食関係事業者は「勤務状況報告書（休校対応用）」に受託事業者名・住所・氏名のみを記載し、その他の記載項目は空欄のまま提出している。
	69	意見	長期的に安全・安心な給食の実施をしていくために長期的な観点から今後の学校給食業務の在り方について再度検討することが必要。
スクールサポートスタッフ配置経費	70	指摘	採用したスクールサポートスタッフから「通勤費確認票」を徴収していない事例があった。また、辞職した SSS に対し「辞職承認通知書」を交付していない事例があった。
学校給食臨時休止対応経費	71	意見	交付決定額と交付確定額に多額の差異が生じている。また、支払日から返納日までの期間が長くなっている。
	72	意見	実際の廃棄数量等の把握は出来ていないため、給食関係事業者の申請内容に誤りがないかどうか検証することが必要。

(5) 学校施設課

項目	No	監査の結果	内容
小・一般管理経費(小規模補修)	73	意見	学校用地を民間(個人)から賃貸借しているケースが複数存在しているため、土地の購入または賃貸借契約の期間を長期とするなど検討することが必要。
小・維持補修経費	74	意見	老朽化による雨漏りが現実に発生していたことから、「小・学校施設長寿命化関連経費」事業ではなく通常の「施設整備経費」事業により実施している。工事の影響を計画へ反映させる必要がないか、検討することが必要。
中・維持補修経費	75	意見	外壁の改修は「長寿命化改良」に分類される。そのため、外壁診断の結果については、本来であれば学校施設長寿命化計画の実施計画へ反映させる必要があるが、現状では、緊急性を要する修繕への対応が優先であるため、長寿命化計画への反映には至っていない。今後、個別の緊急対応を要する修繕に対応しながら、同時並行で長寿命化計画の実施計画への落とし込みも進めていくことが必要。
小・学校施設長寿命化関連経費	76	指摘	再委託に関しては、受託者に対して「再委託承諾書」を交付して承諾を行っているが、再受託業務の記載が漏れている事例があった。
中・学校施設長寿命化関連経費	77	意見	保有する学校施設について施設整備の現状と課題を整理し、財政負担を軽減・平準化するとともに、長期的な視点をもって、施設の更新・計画的な改修・予防保全を行うことで、学校施設を健全に保ち、良好な環境を形成することを目的として、平成31年1月に「熊本市学校施設長寿命化計画」を策定した。 実施計画において令和3年度に実施する予定であった工事予定金額合計50億5千万円のうち、工事未実施分は27億3千万円、比率にして約54%を占めている。 市全体の財政状況は踏まえつつも、学校施設の特異性、すなわち他の公共施設と比較して日常的に多数の市民(生徒)が利用する施設である点や、義務教育の継続的な実施の必要性の観点などに鑑みて、修正した実施計画を適切に実行するため、市は可能な限り予算確保に努める必要がある。

(6) 学校徴収金

項目	No	監査の結果	内容
要綱の改訂	78	指摘	公費としての取り扱いが開始された給食費が要綱に学校徴収金として記載されている。
学校徴収金システムの活用	79	意見	学校徴収金システムを導入しているが、当初想定された事務作業の負担軽減につながっていない

(7) 帯山中学校

項目	No	監査の結果	内容
備品の棚卸の定期的な実施の必要性	80	指摘	棚卸については定期的には実施しておらず、2、3年に1度程度、不定期に実施しているのみである。備品の棚卸は定期的に（1年に1度）実施する必要がある。
備品の棚卸手続書の必要性	81	意見	備品の棚卸実施に関する手続書が定められていない。
棚卸実施に関する記録の必要性	82	意見	備品の棚卸の実施にあたって、その方法や経過を記録した資料が残されておらず、実施状況が確認できない。
備品台帳における廃棄処理漏れ	83	指摘	備品台帳と現物との照合を行ったところ、現物は存在しないにも関わらず、備品台帳に掲載されている備品があった。
音楽室の楽器の管理	84	指摘	市費で購入したものなのか、部費で購入したものなのか、わからない楽器がある。
薬品の管理	85	意見	残高の記録簿を作成するなどして、その時々であるべき残量を把握することが望ましい。
切手使用簿	86	意見	切手使用簿を査閲したところ、帳簿の年度末の締め記録がなく、現物との照合の記録がなかった。
学校徴収金の管理口座	87	意見	学校徴収金の口座は一つであり、1年生から3年生までが同じ口座で処理されている。収支報告書は学年ごとに作成され、また、監査も学年ごとに実施されることから、口座も学年ごとに分けたほうが収支の状況がわかりやすく、監査も容易になると思われる。
学校徴収金に係る事務手続き	88	意見	必要である見積書や請求書が入手されていない事例がある。
修学旅行の業者選定	89	意見	業者の選考方法が記録に残されていない。記録に残すことが望ましい。
卒業アルバムの	90	意見	業者の選考方法が記録に残されていない。記録に残すことが

業者選定			望ましい。
------	--	--	-------

(8) 日吉小学校

項目	No	監査の結果	内容
備品の棚卸手続書の必要性	91	意見	備品の棚卸実施に関する手続書が定められていない。
棚卸実施に関する記録の必要性	92	意見	備品の棚卸の実施にあたって、経過を記録した資料が残されておらず、実施状況が確認できない。
備品管理簿への記載	93	意見	夏季休業中に棚卸を実施しているが、その結果を財務システムの備品管理簿に正確に反映していない。
備品の廃棄処理	94	意見	備品の廃棄処理を文章ではなく口頭で行っている。
備品台帳にない備品の存在	95	指摘	備品一覧に記載されていない楽器・ストーブ・棚・冷蔵庫等が複数あった。
備品一覧と紐づけできない備品	96	指摘	備品一覧と紐づけることが出来ない、顕微鏡・体育館マット等が複数あった。
体育館の備品の管理	97	指摘	学校所有ではなく、社会体育所有のバレーボール用品・地域のスポーツクラブ所有の卓球台・扇風機等が体育館で保管されており、学校所有の備品なのかそうではないのか判断に困難を伴う備品が複数ある。
薬品の管理	98	意見	塩酸・アンモニア・エタノール・ヨウ素液については、管理簿を作成しているがそれ以外の薬品等については管理簿を作成していない。
薬品の廃棄	99	意見	長期間使用されておらず、今後の使用見込みもない薬品が保管されていた。
毒物及び劇物の保管管理に関する点検項目チェック表	100	意見	毒物及び劇物の保管管理に関する点検項目チェック表のうち、保管庫の転倒防止対策及び取扱要領校内規定の整備について、R2年度及びR3年度と2年続けて不備となっている。
保健緊急用タクシー乗車券使用報告書	101	意見	健康教育課への報告がメールに変更になったため校長による決裁の証跡が残されていないため校長による決裁の有無が事後的に確認できない状況である
給食日誌	102	意見	給食日誌を複数日まとめて作成し、校長、教頭、保健主事、給食主任にまとめて回覧していた。給食日誌は、毎日作成し、校長・教頭・保健主事・給食主任への回覧も毎日実施すべきである。

健康状態チェックリスト	103	意見	一部の項目について記載漏れがあった。
学校給食日常点検票	104	意見	一部の項目について記載漏れがあった。
学校徴収金の管理口座	105	意見	学校徴収金の口座は一つであり、1年生から6年生までが同じ口座で処理されている。収支報告書は学年ごとに作成され、また、監査も学年ごとに実施されることから、口座も学年ごとに分けたほうが収支の状況がわかりやすく、監査も容易になると思われる。
修学旅行の業者選定	106	意見	選定委員会等は開催されておらず、仕様書や契約書も作成されていない、どのような方法で決定されたかについて記録も残っていない。
卒業アルバムの業者選定	107	意見	業者の選考方法が記録に残されていない。記録に残すことが望ましい。

(9) 必由館高等学校

項目	No	監査の結果	内容
備品の棚卸の定期的な実施	108	指摘	備品の棚卸を施していない。備品の棚卸は定期的に（1年に1度）実施する必要がある。
備品の棚卸手続書の必要性	109	意見	備品の棚卸実施に関する手続書が定められていない。
備品台帳における廃棄処理漏れ	110	指摘	備品台帳と現物との照合を行ったところ、現物は存在しないにも関わらず、備品台帳に掲載されている備品があった。
薬品の管理	111	意見	点検確認作業の担当者の入力が行われておらず、担当者が管理簿上不明である。
切手使用簿	112	意見	現物と使用簿の定期的な照合が行われていない。
ICカード使用簿	113	意見	一部のカードしか残額履歴明細書と使用簿の照合が行われていない。
USBメモリ管理簿	114	意見	使用期間が長期にわたるものについては管理簿に理由を記載することが必要。
学校徴収金に係る事務手続き	115	意見	必要である見積書や領収書が入手されていない事例がある。
卒業アルバムの業者選定	116	意見	過去3年間の卒業アルバムの見積もり依頼先は同一の2社であり、見積金額も3年間同じである。見積り依頼先を再検討することが望ましい。

(10) 出水南中学校

項目	No	監査の結果	内容
備品の棚卸手続書の必要性	117	意見	備品の棚卸実施に関する手続書が定められていない。
棚卸結果票の回収	118	意見	棚卸表を作成し担当の教職員に棚卸を依頼しているが、すべての科目について棚卸結果表を回収できていない。
備品台帳における廃棄処理漏れ	119	指摘	備品台帳と現物との照合を行ったところ、現物は存在しないにも関わらず、備品台帳に掲載されている備品があった。
備品台帳にない備品の存在	120	指摘	備品一覧に記載されていない音響設備・ストーブ・キャビネット・琴等が複数あった。
シール添付	121	参考意見	過去の棚卸作業の結果に基づいて実施されているシール添付対応により、管理簿に記載のない備品については「備品台帳に記載なし」とのシールが添付されていた。このような対応は今後の棚卸作業を効率化するものであり評価できるものである。
薬品の管理	122	指摘	定期的にも実施されている管理簿残高と実際残高との整合確認の記録が残っていなかった。監査人が試しに整合確認を実施してみたところ、管理簿上の記載と実際に保管してある容量が異なる薬品もあった。
学校徴収金の管理口座	123	意見	学校徴収金の口座は一つであり、1年生から3年生までが同じ口座で処理されている。収支報告書は学年ごとに作成され、また、監査も学年ごとに実施されることから、口座も学年ごとに分けたほうが収支の状況がわかりやすく、監査も容易になると思われる。
学校徴収金に係る事務手続き	124	意見	必要である見積書が入手されていない事例がある。
修学旅行の業者選定	125	意見	業者の選考方法が記録に残されていない。記録に残すことが望ましい。
卒業アルバムの業者選定	126	意見	業者の選考方法が記録に残されていない。記録に残すことが望ましい。

(11) 働き方改革

項目	No	監査の結果	内容
部活動指導員配置事業	127	意見	政令指定都市（川崎市を除く）の中では、熊本市の1校当たりの部活動指導員の配置数は0.12人であり最も低く、神戸市（2.99人）、横浜市（2.32人）、広島市（2.32人）などと比較すると大幅に少なくなっている。教員の負担軽減を図るためには部活動改革は必須であり、早期に部活動指導員の数を増やすことが必要。
	128	参考意見	部活動について市では「今後は教員の負担を抜本的に改善する策として、部活動の指導や運営を行う団体を新しく創る方向で検討を行う」としており、この方針に沿った改革が有用。
校務支援システム経費	129	意見	効果指数が設定されていない。
	130	意見	他都市の先行事例と比べると期待された成果が得られていない。改善すべきポイントや問題点を的確に把握し効果が上がるようにPDCAを回していく必要がある。
	131	意見	校務システムを市が独自に開発・運用するのではなく、他自治体と共同で調達することも検討することが必要。
中学校教頭教科等非常勤講師派遣経費	132	意見	勤務時間外の在校時間の平均が最も高いのが教頭である。教頭の勤務時間外の在校時間の減少を図るため、人材確保を図り、全中学校に配置することが必要。
学校長の果たすべき役割	133	意見	<p>「正規の勤務時間外の在校時間」は減少傾向にあり、学校長の努力が表れているところであるが、引続き、職場の環境づくりと教職員の意識変化に向け、リーダーシップを発揮していただきたい。また、「正規の勤務時間外の在校時間」を減少できない教職員もまだ一定数いるため、学校長においては以下の確実な実行が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「正規の勤務時間外の在校時間」が多い教職員の把握 ・定期的（月1回）な当該教職員との面談 ・原因の把握と時間数を減らすための今後の取組（事後に検証） ・上記を书面化し、教育委員会に提出
教育委員会の関与	134	意見	「正規の勤務時間外の在校時間」の管理については、一義的には学校長に任せられている。「正規の勤務時間外の在校時

			間」が多い教職員については、教育委員会も学校長と協力し、減少に向けて関与していくことが必要。
好事例の紹介	135	意見	「正規の勤務時間外の在校時間」が確実に減少している教職員もいる。減少の理由について調査・分析を行ったうえで好事例として紹介し、減少させるための情報を共有することが必要。
教職員システムの時間集計	136	意見	時間集計が「部活動指導」、「生徒指導」、「進路指導」等に区分されていない。発生項目ごとに時間を把握することが超過時間を減少させていくために必要。
教職員のタイムカード出退勤打刻	137	意見	退勤時の打刻が徹底されておらず、令和2年6月の打刻率は91.8%となっている。特に、週休日に部活動の練習などのため出勤する際の打刻が徹底されていない。教職員の適切な労務管理を行うために打刻の徹底を行うことが必要。
学校問題対応相談事業	138	参考意見	一般の市職員にはない教職員向けの「学校問題対応相談事業」を行っている。(精神科医師または臨床心理士による個別面談)。「正規の勤務時間外の在校時間」が多い教職員は精神的な負担も大きいと思われる。現状でも相当数の相談件数があるが、必要とするより多くの教職員がこの制度を利用できるように努められたい。
第2期 学校改革！教職員の時間創造プログラム」の目標値	139	意見	「第1期 学校改革！教員の時間創造プログラム」の実績を考えると、「第2期 学校改革！教職員の時間創造プログラム」の目標を達成するのは、現状では非常に困難であると言わざるを得ない。目標達成に向けて学校長、教職員、教育委員会一体となって取り組まれられたい。
市における教員採用試験の状況	140	意見	志願者数の減少、これに伴う倍率の大幅な低下が続いており、教員の長時間労働や保護者対応等の業務負担増が影響しているものと思われる。教員を志望するものに魅力ある職業と捉えられるよう、教員の働き方改革を進められたい。

(12) スクールロイヤー

項目	No	監査の結果	内容
制度の実現	141	参考意見	制度の実現に向けて取り組んでおり、実現に向け引き続き努められたい。